

益城町まちづくり専門委員会設置要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、益城町まちづくり協議会に関する規則（平成 29 年益城町規則第 20 号。以下「規則」という。）第 9 条に規定するまちづくり専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、町長に報告するものとする。

- (1) 規則第 8 条第 2 項に規定するまちづくり提案に関すること。
- (2) 規則第 9 条に規定する復興まちづくり計画に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めるまちづくりに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名した者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長と

なる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議及び会議の会議録は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、復興整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年6月30日より施行する。